

建設関係団体長 様

建設業労働災害防止協会
会 長 今 井 雅 則

建築物石綿含有建材調査者講習の開催について（ご案内）

当協会の事業推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿含有建材が使用された可能性のある建築物の解体・改修工事が今後増加することが予測されるなか、令和2年7月に石綿障害予防規則等の改正により、建築物等の解体・改修工事を行う際、対象建築物の石綿含有建材使用有無の事前調査については、厚生労働大臣が定める石綿含有建材調査者講習を修了した者等に行わせることが義務付けられました（令和5年10月1日施行）。

このようなことから、当協会では、調査者講習用の教材を作成し、標記講習を当協会都道府県支部において下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、業務ご多忙中誠に恐縮ですが、傘下関係団体又は会員等へ講習の周知及び受講勧奨について、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、開催日程等につきましては、当協会のホームページで順次ご案内しております。詳細については、都道府県支部にお問合せいただくよう重ねてお願いいたします。

記

1. 講習の実施主体

建設業労働災害防止協会都道府県支部

2. 講習の概要

別添リーフレットを参照

3. 開催時期

実施体制が整った支部から順次開催。

当協会ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習について」→「開催日程」



建築物石綿含有建材
調査者講習について

4. お問合せ先

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 7階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：<https://www.kensaibou.or.jp/>

**建築物の解体・改修工事の事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要です！**

建築物石綿含有建材調査者講習 ご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 当協会で実施する講習

- (1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれない。



2. 主な受講資格

- (1) 石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注）受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

3. カリキュラム及びテキスト

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
科目 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
科目 現場調査の実際と留意点	4 時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
修了考査（筆記試験）	1.5時間
合 計	12.5時間



建築物石綿含有建材調査者講習テキスト

(2) 建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て等）

科目等	時間
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間 ※
科目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
科目 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間
科目 現場調査の実際と留意点	3 時間
科目 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
修了考査（筆記試験）	1 時間
合 計	8 時間



一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト

※ 石綿作業主任者技能講習修了者は、一般および一戸建て等の両講習とも、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」（1 時間）が免除されます。

4. 修了考査（筆記試験）

時期	合否
講義修了年度	合格 → 調査者 不合格
翌年度	↓
翌々年度	再受験可能

5. お問合せ先（建災防都道府県支部一覧）

本講習は、建災防都道府県支部で実施します。開催時期・受講料については、以下の最寄の支部へお問い合わせください。

※注意：一部実施していない支部もあります

支部名	電話番号
北海道	011-261-6187
青 森	017-773-6200
岩 手	019-623-4411
宮 城	022-224-1797
秋 田	018-823-5499
山 形	023-642-3033
福 島	024-522-2266
茨 城	029-300-4638
栃 木	028-639-3133
群 馬	027-252-1669
埼 玉	048-862-2542
千 葉	043-225-8524
東 京	03-3551-5372
神奈川	045-201-8456
新 潟	025-285-7141
富 山	076-478-4900

支部名	電話番号
石 川	076-244-7146
福 井	0776-24-1197
山 梨	055-221-8810
長 野	026-228-7200
岐 阜	058-276-3743
静 岡	054-255-1080
愛 知	052-242-4441
三 重	059-227-5922
滋 賀	077-522-3232
京 都	075-231-6587
大 阪	06-6941-2961
兵 庫	078-997-2323
奈 良	0742-22-3345
和歌山	073-436-1327
鳥 取	0857-24-2281
島 根	0852-21-9004

支部名	電話番号
岡 山	086-225-4132
広 島	082-228-8250
山 口	083-924-3743
徳 島	088-622-3113
香 川	087-821-5243
愛 媛	089-943-5330
高 知	088-822-0321
福 岡	092-483-5101
佐 賀	0952-26-2779
長 崎	095-820-7755
熊 本	096-371-3700
大 分	097-538-0745
宮 崎	0985-20-8610
鹿児島	099-257-9211
沖 縄	098-876-5273

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 企画課・教育課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7 階

TEL：03-3456-0618（教育推進部 企画課・教育課直通）/03-3453-8201（代表）

FAX：03-3456-2458

ホームページ：https://www.kensaibou.or.jp/



調査者講習のご案内はこちらからアクセス！